番 号: 140884 国 名: ミャンマー

担当部署:農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名:中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト(小規模淡水養

殖技術)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:小規模淡水養殖技術

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2015年1月下旬から2017年3月上旬まで

(2) 業務M/M: 国内 0.60M/M、現地 20.83M/M、合計 21.43M/M

(3)業務日数:準備期間 第1次現地派遣期間 第1次国内作業期間 第2次現地派遣期間

4日 35日 2日 295日

第2次国内作業期間 第3次現地派遣期間 整理期間

2日 295日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数:正1部、写4部

(2) 見積書提出部数:正1部、写1部

(3)提出期限:11月5日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 28点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 12点

⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	養殖技術に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ミャンマー政府は、養殖業の拡大を通した水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、養殖 振興を重点課題として位置付けてきた。畜水産地方開発省は、地方経済活性化及び収入源多角化 を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進しており、養殖は、農家の生計向上 への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月までミャンマー南部地域にあたる2地域 及び1州(エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州)を対象に、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業(以下、SAEP)」を実施し、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用への支援の結果、農民間普及を通じて同プロジェクトの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%が貧困という厳しい環境にある。全国平均25.6%に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、SAEPで導入した養殖技術を中央乾燥地の条件に適応させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー畜水産地方開発省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めているが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発に加えて、中央・地方の水産局職員の養殖・普及技術の能力向上等が課題となっている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に対し、新規技術協力案件として、「中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト」の実施が要請された。

本プロジェクトは、畜水産地方開発省水産局(DoF)及び地方水産局をカウンターパート(C/P)機関として、2014年3月より2019年3月まで5年間の予定で実施中であり、現在「チーフアドバイザー/普及計画」及び「業務調整/研修」の2名の長期専門家と「小規模淡水養殖技術」の短期専門家(2014年3月~12月)が派遣されている。「小規模淡水養殖技術」専門家はプロジェクト期間を通じ、毎年次派遣を予定しており、現在派遣中の同専門家は第1年次の派遣として、プロジェクトの立ち上げに伴う各種技術研修計画を検討するとともに、実証試験実施に向けた準備等を実施してきたところである。

本専門家は、上記の「小規模淡水養殖技術」専門家の第2年次及び第3年次の派遣として、小規模淡水養殖技術の継続的な普及とC/Pへの技術移転を目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務は、長期専門家及びC/Pと協働で、プロジェクトサイトにおいて、農民が実践可能な小規模養殖技術の普及を目的とした活動を行うと同時に、C/Pに対しOJT方式で技術移転を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2015年1月下旬)
 - ①プロジェクト事前評価及び詳細計画策定調査報告書、SAEPプロジェクト報告書、他ドナーによる農村開発にかかる援助状況資料等の関連資料を収集・整理・分析し、プロジェクトの背景・現状を把握するとともに、ミャンマーの農業農村開発セクターの概観を把握する。
 - ②プロジェクトとの連絡・調整に基づき、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述したワークプラン(英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。プロジェクト関係資料(実施協議報告書、実施運営総括表、月例報告書、研修教材等)を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。

- (2) 第1次現地派遣期間(2015年2月上旬~2015年3月上旬)
 - ①ワークプラン(英文)に基づき、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ②中央乾燥地帯における小規模養殖技術、特にこの時期コイ(Common carp)の自然産卵期に当たるため、プロジェクト対象地域を訪問し当魚種の産卵状況、DoF養殖ステーションでの種苗生産状況の把握をする。
 - ③②で把握した情報を基に、当魚種を対象とした種苗生産の必要条件と手法を明らかにするとともに、水産局職員と農家に対する地域に適合した養殖技術研修内容の検討、及び、研修資料・マニュアルの素案作成/改定をする。
 - ④第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。
- (3) 第1次国内作業期間(2015年3月中旬~2015年4月下旬)
 - ①第1次現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出し、業務進捗状況を報告する。
 - ②第1次現地派遣結果を踏まえ、残された課題の解決に必要な具体的対策の検討を行う。
 - ③JICA農村開発部へ第2次現地派遣期間中の業務工程、業務方針について報告を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2015年5月上旬~2016年2月下旬)
 - ① ワークプラン(英文)に基づき、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② これまでの現地調査や関係者からの聞き取り等から中央乾燥地帯における小規模養殖技術の必要条件が明らかになりつつある。これらの情報を基に、より具体的な技術手法を明確にするとともに、水産局職員と農家に対する地域に適合した養殖技術研修内容の詳細検討、及び、研修資料・マニュアルの作成/改定を行う。新規作成対象となる技術マニュアルは、主に種苗生産技術として孵化仔魚からの中間育成技術(レベル1)、親魚管理と自然産卵による種苗生産技術(レベル2)、人工産卵誘発による種苗生産技術(レベル3)を、改訂対象となる既存技術マニュアルは一般養殖技術(養殖池の選定・造成技術、水質の保全・管理技術)等を想定している。
 - ③②で作成する資料・マニュアルを用いて、長期派遣専門家(チーフアドバイザー/普及計画、業務調整/研修)及び現地C/Pと協働し、水産局職員と農家に対する2年次の研修計画・実施を技術的側面から支援する。研修は、養殖技術全般に関わる内容を、対象者(普及・技術職員、対象地域の農民)に応じたレベルを設定し講義、実習を行うこととし、項目は、「養殖池(池・稲田)整備方法」、「養殖方法」、「給餌方法」、「水質の管理」等、対象魚種は、ローフー(Labeo rohita)、コイ(Cyprinus carpio)、ティラピア(Oreochromis niloticus)、タタピアン(Barbodes gonionotus)を予定している。
 - ④長期派遣専門家、現地C/Pとともに、プロジェクト拠点であるマンダレー及び複数のプロジェクトサイト(マンダレー地域、ザガイン地域、マグウェイ地域内の市町区及び村区を想定)を訪問し、1年次における小規模養殖(池中/稲田養殖)の実施状況の確認及び検証を行うとともに、2年次における実証試験を実施(計画案策定、資機材の手配・購入・配布、種苗の手配、配布等)する。
 - ⑤④で実証試験が実施される各プロジェクトサイトへの定期的なモニタリングを行い、養殖活動における技術的指導を行うとともに、同行するC/Pに対するモニタリング手法を指導する。
 - ⑥1年次に各プロジェクトサイトにおいて中核農家(種苗生産農家)候補として選定した農家の育成状況を確認し、その後継続的に実施する育成計画、支援体制を各地域の関係水産局職員と検討・実施する。
 - ⑦更なる養殖普及潜在地域を開拓し、中核農家候補を選定する。選定した農家に対し、種苗 生産に関する技術研修を計画・実施する。加えて、適切な種苗生産施設の設置を行う。
 - 8各プロジェクトサイトで普及拠点となるDoF養殖ステーション等に対し、機能面や施設面で

- の改善点に関する助言をすると共に、必要な投入計画を検討する。
- ⑨第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間(2016年3月上旬~2016年4月下旬)
 - ①第2次現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出し、業務進捗状況を報告する。
 - ②第2次現地派遣結果を踏まえ、残された課題の解決に必要な具体的対策の検討を行う。
 - ③JICA農村開発部へ第3次現地派遣期間中の業務工程、業務方針について報告を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2016年5月上旬~2017年2月下旬)
 - ① ワークプラン(英文)に基づき、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務 工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② 第2次現地派遣期間の結果に基づき、より具体的な技術手法を明確にするとともに、水産 局職員と農家に対する地域に適合した養殖技術研修内容の詳細検討、及び、研修資料・ マニュアルの作成/改定を行う。
 - ③②で作成する資料・マニュアルを用いて、長期派遣専門家(チーフアドバイザー/普及計画、業務調整/研修)及び現地C/Pと協働し、水産局職員と農家に対する3年次の研修計画・実施を技術的側面から支援する。研修は、これまでのプロジェクト活動で蓄積された情報を基に養殖技術全般に関わる内容を講義するとともに、普及・技術職員がこれまでのプロジェクト活動で得られた経験、知見を相互に意見交換し、今後の活動にフィードバックさせるよう実習を行う。
 - ④長期派遣専門家、現地C/Pとともに、2年次における小規模養殖(池中/稲田養殖)の実施 状況の確認及び検証を行い、3年次における実証試験を実施(計画案策定、資機材の手配・ 購入・配布、種苗の手配、配布等)する。また、種苗生産に対する実証試験を実施し、中 核農家の活動の技術的、経営的モデルの策定を行う。
 - ⑤④で実証試験が実施される各プロジェクトサイト、および種苗生産研修を実施した農家(中核農家候補)への定期的なモニタリングを行い、養殖活動における技術的指導を行うとともに、同行するC/Pに対するモニタリング手法を指導する。
 - ⑥これまでプロジェクトで中核農家候補として選定した農家の育成状況を調査する。特に実際に種苗生産を実施した農家に対する情報収集、および種苗販売に対する助言、意見交換を行い、その後継続的に種苗生産を実施する支援体制強化を各地域の関係水産局職員と検討・実施する。
 - ⑦各地の水産局職員と協働し、対象地域における更なる養殖普及潜在地域に対する情報収集 を行うとともに、新規養殖農家及び中核農家候補を選定する。選定した中核農家候補に対 し、種苗生産に関する技術研修を計画・実施する。加えて、適切な種苗生産施設の設置を 行う。
 - ⑧各プロジェクトサイトで普及拠点となるDoF養殖ステーション等に対し、機能面や施設面での改善点に関する助言をすると共に、必要な投入計画を検討する。
 - ⑨第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。
- (7)帰国後整理期間(2017年3月上旬)
 - ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(英文4部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)

などを記載。

(2) 第1次~第3次現地業務結果報告書(英文各4部:監督職員、プロジェクトチーム、JICA ミャンマー事務所、C/P機関)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題(各種研修教材の作成にかかわるもの)
- ⑤ その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した研修用教材を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報(和文)を作成し、JICA農村開発部及びミャンマー事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を 参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1)航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。 航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1)業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は第1次:2015年2月上旬~3月上旬、第2次:2015年5月上旬~2016年2月下旬、第3次:2016年5月上旬~2017年2月下旬を予定しているが、ミャンマー国受入手続の事情により変更となる可能性がある。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり(本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載)。

- ・チーフアドバイザー/普及計画(長期派遣専門家)
- 業務調整/研修(長期派遣専門家)
- ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ)通訳傭上

現地において必要があれば通訳(英語⇔ミャンマー語)を傭上予定。

- オ) 現地日程のアレンジ
 - プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
- カ) 執務スペースの提供 プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8447)にて配布します。
 - 現在派遣中の小規模淡水養殖技術専門家報告書(案)
 - 社会経済調査専門家報告書
 - ・プロジェクト事業進捗報告書
 - ・プロジェクト月報
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ミャンマー連邦共和国 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

①実施時期:11月7日(金)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

- ③実施方法:
 - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②ミャンマー国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合があります。
- ③本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。

以上